



Title	契約責任の帰責根拠としてのfaultの役割 : アメリカ契約法におけるfaultの発見を端緒として [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	木戸, 茜
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第12522号
Issue Date	2017-03-23
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/65556
Rights(URL)	http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Akane_Kido_abstract.pdf (論文内容の要旨)



[Instructions for use](#)

学 位 論 文 題 目

契約責任の帰責根拠としての *fault* の役割 ——アメリカ契約法における *fault* の発見を端緒として——

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

アメリカ契約法において *pacta sunt servanda*（契約は履行すべし）は承認された格言であり、契約責任は伝統的に厳格責任であると解されている。従来のがわが国の契約法は過失責任主義を採用してきたが、これに対して、近時、契約責任の正当化根拠を「契約の拘束力」に求める見解が有力となっている。そこでは帰責根拠は、債務者が契約において約束したことを履行しないことに求められる。この考え方は広く受け入れられ、現在国会での審議を待っている民法（債権関係）改正法案においても採用された。

債務者が契約に違反すればただちに契約責任が発生するとする責任判断構造は、形式主義的であるがゆえに迅速かつ安定した運用をもたらし得る。しかし一方で、そのような処理を文字通り徹底すれば、個々の具体的事案の妥当性への配慮に欠ける可能性は否定できない。この点、伝統的に厳格責任主義を採用してきたアメリカ契約法においても、近年、契約責任を厳格責任とする伝統的法理に動揺が見られる。学説上の議論をみると、裁判例が契約責任の有無を決定する際、実際には契約上の明示の義務違反にとどまらない規範的判断が行われているのではないかとの指摘がなされている。

そこで本稿は、契約責任の帰責根拠について、具体的事案の実質的検討の積み重ねから論じられるべきであるという立場から、日米の学説及び裁判例を検討する。特に、契約違反に基づく責任追及がなされている事案のうち、当事者が契約において明示的に合意したこと以外の要素によって責任判断がなされ得る場面を分析する。そのうえで具体的事案における実質的な責任判断構造の一端を明らかにすることで、債権法改正を間近に控えるわが国の契約法学及び契約実務に一定の示唆を得ることを試みる。

第一章ではまず、比較法研究の対象となるアメリカ契約法について、その契約責任法理がいかにか形成されてきたのかを概観する。Langdell、Holmes、Willistonにより古典的契約理論が形成されるに至る過程、契約法リステイメントやUCC第二編（売買）の成立、さらに、GilmoreやMacneilによる古典的契約観への批判が検討対象となる。ここでは、拘束力ある契約が締結されれば、それに反した者はただちに契約責任を負うとする契約責任

法理が、アメリカ契約法において必ずしも普遍的なものではなかった可能性を指摘する。

次に、アメリカ契約法における伝統的な厳格責任主義の立場に対し、契約法における **fault** を積極的に評価しようとする議論を紹介する（第二章前半）。2010年に公表された Ben-Shahar=Porat の編著「**FAULT IN AMERICAN CONTRACT LAW**」や、その後の Hillman による諸論稿、2014年の Cooter=Porat の共著「**GETTING INCENTIVES RIGHT**」を特に参照する。これらの議論は主に、厳格責任主義のもとでも、実際には一定の契約法理を介して（明示の義務違反以外の）規範的判断がなされてきた事案類型があることを指摘するものである。

そこでさらに、アメリカ法における具体的事案の検討を行い、(i) 債務者に明示の義務違反がないが **fault** があるために責任が肯定された事案、(ii) 債務者に明示の義務違反があるが **fault** がないために——裏返せば債権者側に **fault** が認められるために——責任が否定された事案の存在を指摘する（第二章後半）。これらの事案では、契約当事者は締結時に契約内容をすべて決定するのではなく、また、契約違反や損害の発生・拡大について一方がコントロールし得る立場にある。このような場合、裁判例は、当事者が **opportunistic behavior**（機会主義的行動）によって契約違反や損害の発生・拡大を生じさせたか否かによって契約責任を判断しており、契約当事者の **fault** の有無が帰責根拠となる一例であると説明できる。

翻ってわが国の契約法は、伝統的に過失責任主義を採用してきたとされるが、近年、帰責根拠を「契約の拘束力」に求める見解が有力に主張されている。そこで第三章では、わが国の契約責任法理の起草過程と伝統的通説の形成、近時の債権法改正へ至る学説の展開を概観する。ここでは、過失責任主義がドイツ法学説継受によって事後的に持ち込まれたものであることを確認し、むしろ、起草者意思は近年の見解と親和的であることを指摘する。

本稿は契約責任の決定の場面において具体的事案から契約責任法理を問い直すものであるが、第四章は契約内容の決定の場面について、こうした問題意識を共有するわが国の学説の動向を紹介する。具体的には、契約内容の決定にあたって、当事者の自由な決定にすべてを委ねるのではなく、一定の介入が求められるとの議論が扱われる。これらの議論には、**fault** の有無という介入的な判断要素により契約責任を決定する立場との類似性が見られる。

これに対して本稿は、契約違反の救済の場面に着目し、明示の義務違反にとどまらない帰責根拠を検討するものである。そこで第五章では、わが国の実際の裁判例がいかに帰責根拠——とりわけ、明示の義務違反に還元されないもの——を判断してきたのかを分析する。特に、第二章において検討した、当事者の **fault** が帰責根拠となっていると指摘されたものと似た性格を持つ事案を取り上げる。

実際の裁判例における責任判断構造について、わが国の契約責任法理論から説明しようとする、以下のことが明らかになる。第一に、わが国の伝統的な過失責任主義の立場は、

「債務の本旨不履行」及び「債務者の過失」を損害賠償責任の要件とする。しかし実際の裁判例は、紛争において発生した損害について、契約両当事者の背景や事情を総合的に考慮しながら一元的に責任を判断しているといえる。第二に、帰責根拠を「契約の拘束力」に求める立場を承継した債権法改正法案は、契約責任について「契約その他の債務の発生原因」に基づく免責を認め、さらに場合によっては「取引上の社会通念」に基づく免責をも認めるようである。この点、実際の裁判例では必ずしも「契約その他の債務の発生原因」基準が優先されているわけではなく、むしろ個々の紛争の妥当な解決のために「取引上の社会通念」に基づく規範的判断がなされる場合があるといえる。

このように、裁判例における契約責任の帰責根拠について、わが国の従来議論からは必ずしも整合的に説明されない。そこで、わが国の裁判例をアメリカ契約法における **fault** 論の立場からとらえ直すと、その多くが **fault** に基づく責任判断構造として説明できるものであることが確認される。すなわちわが国の裁判例は、契約上の紛争にかかわる損害の発生について、契約両当事者の行為態様等を総合的に考慮しながら、誰がその責任を負うべきか検討しているといえる。

本稿は、日米の契約法学の比較法研究、及び裁判例の分析から、**fault** が契約責任の帰責根拠としていかなる役割を果たしてきたか考察するものである。アメリカ契約法において厳格責任主義は必ずしも普遍的なものではなく、近年では、明示の義務違反以外の規範的要素を帰責根拠とする裁判例の存在を指摘する学説も見られる。一方、わが国の契約法学は過失責任主義から離れ、帰責根拠を「契約の拘束力」に求める方向にある。しかしこのような判断枠組みを採用したとしても、実際の裁判例においては、過失相殺といった補助的法理を通して規範的判断が持ち込まれることは否定できない。契約当事者が機会主義的に行動することで損害を生じさせた場合には、明示の義務違反にとどまらない規範的判断がなされる余地が認められる。